

榊原財産区

平成22年3月9日付け津市監査委員告示第3号公表分

監査の結果	<p>財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、榊原財産区の条規（津市榊原財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されており、当該条規の中には、その財産の管理及び処分に関する範囲を超えて定めている事項が見られる。</p> <p>このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。</p>
措置の内容	<p>平成22年度において、従前の榊原財産区の条規（津市榊原財産区議会設置条例を除く。）はすべて廃止し、財産区の財産の管理及び処分に関する条規を津市の条規としての制定・公布の手続により制定・公布した。</p>